

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年12月 3 日 (金曜日)

定期 第 263 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ		
○規則			
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・大気水質課)	623		
河川法施行細則の一部を改正する規則 (県土整備・河川課)	624		
○告示			
令和 2 年製造業物流通調査の実施 (統計センター)	624		
保安林の指定 (県西地域県政総合センター)	624		
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療課)	625		
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	625		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (県土整備・砂防海岸課)	625		
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (県土整備・砂防海岸課)	626
		青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	626
		○横須賀土木事務所長告示	
		河川法第75条第 5 項の規定に基づく告示	626
		○公告	
		公共測量の実施通知 (6 件) (県土整備・建設業課)	628
		公共測量の終了通知 (4 件) (県土整備・建設業課)	629
		都市計画の変更の案の縦覧 (県土整備・都市計画課)	629
		都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	630
		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	630
		○入札公告	
		一般競争入札の実施 (スポーツ・総務室)	630

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第90号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 9 年神奈川県規則第113号) の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項第 2 号中「、第15号又は第19号」を「又は第15号」に改め、「の変更」の次に「(同項第 6 号に掲げる事項の変更にあつては、条例第29条第 1 項の作業に係る施設の構造に関する変更を除く。)」を加え、同項第 4 号ア中「指定事業所」を「変更後の指定事業所」に改め、「変更になるものにあつては」を削り、同号イ中「条例」を「変更後の条例」に改め、「変更になるものにあつては」を削り、同号に次のように加える。

ウ 条例第29条第 1 項の作業に係る施設の構造に関する変更でないもの

第11条第 2 項第 6 号中「該当しない変更 (第 2 号に掲げる変更を除く。)」を「該当するもの」に改め、同号ウ中「変更」の次に「でないもの」を加え、同号中ウをエとし、同号イ中「変更」の次に「でないもの」を加え、同号中イをウとし、同号ア中「限

る。)」の次に「でないもの」を加え、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 変更後の条例第 3 条第 2 項第12号から第14号までに規定する予測値が、変更前の予測値以下となるもの第16条に次の 1 項を加える。

4 知事は、条例第10条第 1 項の規定による届出があつたときは、必要に応じて、その内容が条例第25条第 1 項、第28条第 1 項及び第32条第 1 項の規制基準に適合するかどうかを確認するものとする。

第20条に次の 1 項を加える。

4 知事は、条例第15条第 2 項の規定による届出があつたときは、その内容が条例第25条第 1 項、第28条第 1 項及び第32条第 1 項の規制基準に適合するかどうか並びに条例第26条第 2 項、第29条第 1 項及び第 2 項、第30条第 1 項並びに第33条第 2 項の規定に違反しないかどうかを確認するものとする。

第29条に次の 1 項を加える。

4 知事は、条例第21条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があつたときは、その内容が条例第18条第 1 項又は第18条の 2 第 1 項の基準に適合するかどうかを確認するものとする。

第91条に次の 1 項を加える。

2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令 (令和 3 年環境省令第 2 号) 別記様式の例によることができる。

附 則

この公報は再生紙を使用しています

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第2号の改正規定（「の変更」の次に「(同項第6号に掲げる事項の変更にあつては、条例第29条第1項の作業に係る施設の構造に関する変更を除く。）」を加える部分に限る。）及び第11条第2項第4号に次のように加える改正規定は、令和4年2月1日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第91号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中第34号を第37号とし、同条第33号中「第4号から第6号まで、第25号」を「第5号から第7号まで、第28号」に改め、同条第36号とし、同条第32号を第35号とし、第31号を第34号とし、同条第30号中「第27号」を「第30号」に改め、同条第33号とし、同条第29号を第32号とし、第16号から第28号までを3号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第2号、第4号から第7号まで、第9号、第12号、第13号、第25号、第27号、第29号及び第34号」を「第3号、第5号から第8号まで、第10号、第13号、第14号、第28号、第30号、第32号及び第37号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同条第18号とし、同条第14号を第15号とし、同条の次に次の2号を加える。

(16) 法第67条の規定により、工事原因者に対し他の行為により生じた河川工事又は河川の維持の費用の全部又は一部を負担させること。

(17) 法第68条第2項の規定により、附帯工事に要する費用の全部又は一部を負担させること。

第1条第13号ただし書中「第5号及び第7号」を「第6号及び第8号」に改め、同条第14号とし、同条第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中「第7号及び第34号」を「第8号及び第37号」に改め、同条第11号とし、同条第9号ただし書中「第5号及び第7号」を「第6号及び第8号」に改め、同条第10号とし、同条第8号を第9号とし、同条第7号ア中「第5号」を「第6号」に改め、同条第8号とし、同条第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「第5号から第7号まで及び第9号」を「第6号から第8号まで及び第10号」に改め、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第18条の規定により、工事原因者に対し他の行為により生じた河川工事又は河川の維持を命ずること。

附 則

- この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた河川工事以外の工事又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

告 示

神奈川県告示第686号

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）に基づき、令和2年製造業物流通調査を次のとおり実施する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査目的

この調査は、県内の製造業について県際間取引の状況等を調査し、令和2年神奈川県産業連関表の精度向上を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査範囲

県内に所在し、所定の322品目を生産する事業所のうち、品目別に出荷額の上位を占める1,500事業所とする。

3 調査事項

令和2年1月1日から同年12月31日までの実績について、次の事項を調査する。

- 自工場生産額
- 自工場消費額
- 輸出向け出荷額
- 国内向け出荷額
- 消費地別構成比

4 調査方法

県が送付する調査票を用い、回答者の自計申告により行う。

5 調査の実施期間

令和4年1月4日から同月31日までとする。

神奈川県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林の所在場所

足柄上郡山北町皆瀬川字タケ山1,523、1,543のイ、1,552の1、1,552の2、1,553から1,555まで、1,557、1,558

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字タケ山1,543のイ、1,552の1、1,552の2、1,553、1,554、1,555（次の図に示す部分に限る。）、1,557、1,558

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第688号

次の病院から、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による申出を撤回する旨の届出があった。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

名 称	所 在 地
藤沢御所見病院	藤沢市瀬郷580

神奈川県告示第689号

救急病院等の認定(平成元年神奈川県告示第580号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表藤沢御所見病院の項を削り、同表に次のように加える。

藤沢御所見病院	藤沢市瀬郷580	令和3年12月1日から 令和6年11月30日まで
---------	----------	-----------------------------

神奈川県告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅田町15	横浜市神奈川区菅田町及び港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	菅田町15	横浜市神奈川区菅田町及び港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
白楽3	横浜市神奈川区白楽及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	白楽3	横浜市神奈川区白楽及び鳥越のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富岡西1丁目1	横浜市金沢区富岡西一丁目、富岡西二丁目、富岡西三丁目及び富岡東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富岡西1丁目1	横浜市金沢区富岡西一丁目、富岡西二丁目、富岡西三丁目及び富岡東一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小机町3	横浜市港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小机町3	横浜市港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小机町6	横浜市港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小机町6	横浜市港北区小机町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
篠原台町3	横浜市港北区篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	篠原台町3	横浜市港北区篠原台町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
亀井野1	藤沢市亀井野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	亀井野1	藤沢市亀井野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第692号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

Table with 7 columns: 土砂災害警戒区域 (Area Name, Designated Area, Occurrence Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Area Name, Designated Area, Occurrence Cause), and 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 (Impact on buildings).

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。〕

神奈川県告示第693号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

Table with 7 columns: 土砂災害警戒区域 (Area Name, Designated Area, Occurrence Cause), 土砂災害特別警戒区域 (Area Name, Designated Area, Occurrence Cause), and 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 (Impact on buildings).

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。〕

神奈川県告示第694号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

Table with 3 columns: 興行の種類 (Type of event), 題 名 (Title), 製作会社等 (Production company).

横須賀土木事務所長告示

神奈川県横須賀土木事務所長告示第1号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定に基づき、1に掲げる工作物を保管したので、所有者等に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年12月3日

神奈川県横須賀土木事務所長 相 原 久 彦

1 保管した工作物

Table with 3 columns: 番号 (Number), 放置されていた場所 (Location), 名称又は種類、形状及び数量 (Name or type, shape, and quantity).

1	横須賀市久里浜 6 丁目 2,017番 6 地先、御稜威橋上流右岸	ステップ 2 個、はしご 10 脚、ブイ 14 個、タイヤ 13 個、鎖 2 本及び足場 2 個	24	横須賀市久比里 1 丁目 819番 36 地先、日の出橋下流左岸	タイヤ 3 個
2	横須賀市久里浜 6 丁目 2,017番 7 地先、御稜威橋上流右岸	はしご 1 脚、ブイ 8 個、タイヤ 4 個及び籠 1 個	25	横須賀市久比里 1 丁目 819番 4 地先、日の出橋下流左岸	タイヤ 1 個
3	横須賀市久里浜 6 丁目 2,018番 51 地先、御稜威橋上流右岸	はしご 3 脚、ブイ 6 個、タイヤ 7 個及びパイプ 1 本	26	横須賀市久比里 1 丁目 819番 23 地先、日の出橋下流左岸	タイヤ 1 個
4	横須賀市久里浜 6 丁目 2,018番 49 地先、御稜威橋上流右岸	はしご 1 脚及びタイヤ 1 個	27	横須賀市久比里 1 丁目 819番 12 地先、日の出橋下流左岸	はしご 1 脚及びタイヤ 1 個
5	横須賀市久里浜 6 丁目 1,896番 13 地先、御稜威橋下流右岸	はしご 3 脚及び鎖 3 本	28	横須賀市久比里 1 丁目 819番 14 地先、夫婦橋人道橋上流左岸	はしご 2 脚、ブイ 3 個、タイヤ 7 個、パイプ 1 本及びマスト一式
6	横須賀市久里浜 7 丁目 2,020番 24 地先、長瀬人道橋上流右岸	はしご 1 脚及びタイヤ 3 個	29	横須賀市久比里 1 丁目 819番 33 地先、夫婦橋人道橋上流左岸	はしご 1 脚
7	横須賀市久里浜 7 丁目 2,023番 1 地先、長瀬人道橋上流右岸	はしご 1 脚、ブイ 3 個及びタイヤ 3 個	30	横須賀市久比里 1 丁目 819番 1 地先、夫婦橋人道橋上流左岸	はしご 1 脚、ブイ 1 個及びタイヤ 3 個
8	横須賀市久里浜 7 丁目 2,023番 18 地先、長瀬人道橋下流右岸	はしご 1 脚、ブイ 2 個及びタイヤ 2 個	31	横須賀市久比里 1 丁目 819番 15 地先、夫婦橋人道橋上流左岸	パイプ 1 本
9	横須賀市久里浜 7 丁目 2,023番 1 地先、長瀬人道橋下流右岸	はしご 1 脚	32	横須賀市久比里 1 丁目 819番 16 地先、夫婦橋人道橋上流左岸	パイプ 1 本
10	横須賀市久里浜 7 丁目 30番 1 地先、長瀬人道橋下流右岸	はしご 5 脚、ブイ 3 個、タイヤ 7 個、パイプ 1 本、鎖 3 本及び足場 1 個	33	横須賀市久比里 2 丁目 2,030番 地先、御稜威橋上流左岸	はしご 1 脚
11	横須賀市久里浜 7 丁目 34番 9 地先、開国橋上流右岸	はしご 2 脚及びタイヤ 2 個	34	横須賀市久比里 2 丁目 2,029番 2 地先、御稜威橋上流左岸	はしご 5 脚及びブイ 17 個
12	横須賀市久里浜 7 丁目 34番 8 地先、開国橋上流右岸	はしご 1 脚	35	横須賀市久比里 2 丁目 563番 2 地先、御稜威橋上流左岸	はしご 2 脚、ブイ 11 個及びタイヤ 2 個
13	横須賀市久里浜 7 丁目 34番 13 地先、開国橋上流右岸	はしご 2 脚	36	横須賀市久比里 2 丁目 563番 1 地先、御稜威橋上流左岸	はしご 2 脚、ブイ 1 個及びタイヤ 4 個
14	横須賀市久里浜 7 丁目 34番 6 地先、開国橋上流右岸	はしご 1 脚及びタイヤ 11 個	37	横須賀市久比里 2 丁目 2,027番 地先、御稜威橋上流左岸	はしご 2 脚
15	横須賀市舟倉 1 丁目 1,996番 50 地先、日の出橋下流左岸	ブイ 3 個及びタイヤ 1 個	38	横須賀市久比里 2 丁目 2,026番 地先、御稜威橋下流左岸	はしご 4 脚、ブイ 18 個及びタイヤ 5 個
16	横須賀市舟倉 1 丁目 1,996番 96 地先、日の出橋下流左岸	ブイ 1 個	39	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 12 地先、長瀬人道橋上流左岸	はしご 1 脚及びブイ 32 個
17	横須賀市舟倉 1 丁目 1,371番 1 地先、日の出橋下流左岸	はしご 2 脚及びブイ 3 個	40	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 11 地先、長瀬人道橋上流左岸	はしご 1 脚
18	横須賀市舟倉 1 丁目 1,996番 119 地先、日の出橋下流左岸	はしご 1 脚	41	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 10 地先、長瀬人道橋上流左岸	はしご 3 脚
19	横須賀市舟倉 1 丁目 1,996番 1 地先、日の出橋下流左岸	はしご 2 脚、ブイ 1 個、タイヤ 1 個及びパイプ 2 本	42	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 3 地先、長瀬人道橋上流左岸	はしご 1 脚、ブイ 1 個及びタイヤ 1 個
20	横須賀市舟倉 1 丁目 1,996番 158 地先、日の出橋下流左岸	はしご 1 脚、ブイ 9 個及びパイプ 2 本	43	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 2 地先、長瀬人道橋上流左岸	ブイ 4 個及びタイヤ 1 個
21	横須賀市久比里 1 丁目 819番 37 地先、日の出橋下流左岸	ブイ 4 個	44	横須賀市長瀬 1 丁目 5 番 1 地先、長瀬人道橋上流左岸	タイヤ 2 個及びパイプ 1 本
22	横須賀市久比里 1 丁目 819番 44 地先、日の出橋下流左岸	係留施設一式、浮棧橋 2 基、はしご 2 脚、ブイ 1 個及びタイヤ 12 個	45	横須賀市長瀬 1 丁目 4 番 23 地先、長瀬人道橋下流左岸	はしご 3 脚
23	横須賀市久比里 1 丁目 819番 3 地先、日の出橋下流左岸	はしご 3 脚及びタイヤ 3 個	46	横須賀市長瀬 1 丁目 4 番 21 地先、長瀬人道橋下流左岸	はしご 1 脚

47	横須賀市長瀬1丁目4番19地先、長瀬人道橋下流左岸	はしご1脚
48	横須賀市長瀬1丁目4番17地先、長瀬人道橋下流左岸	はしご1脚
49	横須賀市長瀬1丁目4番2地先、長瀬人道橋下流左岸	はしご1脚、パイ6個及びタイヤ3個
50	横須賀市長瀬1丁目2番1地先、長瀬人道橋下流左岸	ステップ2個、はしご11脚、箱1個、パイ12個、タイヤ13個、さお4本及び足場1個
51	横須賀市長瀬1丁目1番8地先、開国橋上流左岸	はしご2脚
52	横須賀市長瀬1丁目1番19地先、開国橋上流左岸	はしご1脚及びタイヤ1個
53	横須賀市長瀬1丁目1番1地先、開国橋上流左岸	はしご3脚及びタイヤ6個
54	横須賀市久里浜6丁目2,016番2地先、御稜威橋下流右岸	はしご2脚、タイヤ6個及びパイ1個
55	横須賀市久里浜6丁目1,896番71地先、御稜威橋下流右岸	タイヤ3個及びパイ2個
56	横須賀市久比里2丁目2,026番地先、御稜威橋下流左岸	はしご1脚及びパイ8個

2 保管した工作物を除却した日時

1の番号	除却した日時
1から4まで	令和3年3月8日 午後3時
5から7まで	令和3年3月10日 正午
8から13まで	令和3年3月11日 午後3時
14	令和3年3月12日 午前10時
15から27まで	令和3年3月5日 午後3時
28から32まで	令和3年3月6日 午後3時
33から37まで	令和3年3月8日 午後3時
38から44まで	令和3年3月9日 午後3時
45から52まで	令和3年3月11日 午後3時
53	令和3年3月12日 午前10時
54及び55	令和3年3月10日 正午
56	令和3年3月9日 午後3時

3 保管した工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時

1の番号	保管を始めた日時
1から56まで	令和3年3月15日 午後4時

(2) 保管の場所

横須賀市鴨居2丁目79番地

4 保管した工作物の返還

(1) 受付場所

横須賀市公郷町1丁目56番地の5 神奈川県横須賀土木事務所計画建築部許認可指導課 (電話 (046) 853-8800)

(2) 受付期間

1の番号	受付期間
1から56まで	令和3年12月3日から令和4年3月11日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和3年12月29日から同月31日まで及び令和4年1月3日を除く。

(3) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(4) 必要書類等

- ア 当該工作物の所有者等であることを示す書類等
- イ 印鑑

公 告

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (基準点測量)

2 測量の地域

横浜市磯子区磯子二丁目地内

3 測量の期間

令和3年10月11日から令和4年1月20日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県空中写真共同入手推進協議会会長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (カラー直接定位撮影及び写真地図作成)

2 測量の地域

平塚市 (全域)、秦野市 (一部)、伊勢原市 (全域)、高座郡寒川町 (全域)、足柄上郡大井町 (全域) 及び愛甲郡愛川町 (全域)

3 測量の期間

令和3年10月15日から令和4年3月18日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 測量の種類

公共測量 (地形測量及び基準点測量)

2 測量の地域

藤沢市全域

3 測量の期間

令和3年10月11日から令和4年1月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長から次のとおり
公共測量を実施する旨通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、用地測量及び現地測量）
- 2 測量の地域
小田原市清水新田地内
- 3 測量の期間
令和 3 年11月 1 日から令和 4 年 1 月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、
神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨
通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域
伊勢原市小稲葉地先ほか
- 3 測量の期間
令和 3 年 9 月22日から令和 4 年 1 月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、
海老名市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありまし
た。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点復旧測量）
- 2 測量の地域
海老名市中野三丁目1, 765番地先
- 3 測量の期間
令和 3 年10月13日から同年11月15日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、
神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を
終了した旨通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域
横浜市磯子区馬場町地内
- 3 測量の期間
令和 3 年 3 月 4 日から同年 6 月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、
神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を
終了した旨通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域
横浜市戸塚区下倉田町南地区
- 3 測量の期間
令和 3 年 5 月 1 日から同年 7 月30日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、
神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終
了した旨通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域
三浦郡葉山町
- 3 測量の期間
令和 3 年 7 月28日から同年 9 月24日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、
神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了
した旨通知がありました。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 測量の地域
県道409号（相模川自転車道）高座郡寒川町一之宮地内
- 3 測量の期間
令和 3 年 6 月21日から同年 8 月31日まで

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第
1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該
都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神
奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和 3 年12月 3 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画道路 3・5・7 号腰越大船線
- 2 都市計画を定める土地の区域
(1) 追加する部分

なし
 (2) 削除する部分
 なし
 (3) 変更する部分
 鎌倉市梶原字古川、寺分字堅畑及び字川向並びに上町屋宇山ノ根地内
 3 都市計画の案の縦覧場所
 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び鎌倉市まちづくり計画部都市計画課
 4 縦覧期間
 令和3年12月3日から同月17日まで

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により大和市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和3年12月3日
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 大和都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
 神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年12月3日
 神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町一之宮5-2, 845の1ほか9筆及び5-2, 845の4の一部
開発区域の面積	980.03平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都練馬区石神井町2-26の11
開発許可を受けた者の氏名	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
開発許可年月日及び許可番号	令和3年6月29日 神奈川県指令平土第610016号

入 札 公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付けを行います。

令和3年12月3日
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 入札内容
 - (1) 件名
 自動販売機設置場所の貸付け（神奈川県立西湘スポーツセンター）

- (2) 貸付期間
 令和4年2月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 物件内容
 神奈川県立西湘スポーツセンター
 所在地 小田原市西酒匂1-1の26
 設置場所 管理棟1階ロビー及び付属棟
 種類 飲料類
 貸付面積 計2.72平方メートル
 設置台数 計2台
- 2 入札参加資格
 次のいずれにも該当しない者とします。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
 - (3) 県税を完納していない者
 - (4) 県内に事業所を有しない者
 - (5) 仕様書に示す内容を履行できない者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札及び開札の日時
 令和4年1月14日(金)午後2時
 入札をしようとする者は、令和4年1月13日(木)午後5時までに到着するよう(2)の場所に入札書を郵送してください。
 - (2) 入札及び開札の場所
 横浜市中区本町1-2 日本経済新聞社横浜支局ビル5階
 神奈川県スポーツ局総務室総務経理グループ
- 4 入札説明書の配布の日時及び場所
 - (1) 配布の日時
 令和3年12月3日(金)から同月14日(火)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (2) 配布の場所
 日本経済新聞社横浜支局ビル5階 神奈川県スポーツ局総務室総務経理グループ
- 5 入札保証金
 免除
- 6 入札の無効
 入札に参加することができない者が行った入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。
- 7 その他
 詳細は、入札説明書によります。
- 8 問合せ先
 横浜市中区本町1-2 日本経済新聞社横浜支局ビル5階
 神奈川県スポーツ局総務室総務経理グループ 電話 (045) 285-0799